



now

農林漁業信用基金 広報誌【基金now】

SPRING

vol. 02

2020, APRIL

新年度のスタートに当たって

農林漁業信用基金 理事長 今井 敏

農林水産省から

経営局金融調整課長 河村 仁

林野庁林政部企画課長 河南 健

水産庁漁政部水産経営課長 清水浩太郎

地域の農林漁業だより

徳島県農業信用基金協会

秋田県林業信用保証相談員

全国漁業信用基金協会 静岡支所

話題の現場トリビア

新しい国立競技場の気(木)になるはなし
豊洲市場の熱きプロフェッショナル

特別寄稿

農業・農村はどのようにして
リスクと向き合うか
筑波大学生物資源学類長 茂野 隆一



新年度のスタートに当たって

- 01 農林漁業信用基金 理事長 今井 敏

農林水産省から

- 02 経営局金融調整課長 河村 仁
03 林野庁林政部企画課長 河南 健
04 水産庁漁政部水産経営課長 清水 浩太郎

お知らせ(新型コロナウイルス関連)

- 05 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う相談窓口のご案内

地域の農林漁業だより ~保証保険を支える全国の皆様から~

農業信用基金協会だより

- 06・07 徳島県農業信用基金協会

林業信用保証相談員だより

- 08・09 秋田県林業信用保証相談員

漁業信用基金協会だより

- 10・11 全国漁業信用基金協会静岡支所

話題の現場トリビア 独立行政法人農林漁業信用基金

- 12・13 新しい国立競技場の気(木)になるはなし
14-19 豊洲市場の熱きプロフェッショナル
“食卓と海は俺たちがつなぐ”

特別寄稿

- 20・21 農業・農村はどのようにしてリスクと向き合うか
筑波大学生物資源学類長 茂野 隆一

-
- 22-27 業務方法書の変更、中期計画の変更、令和2年度年度計画の届出
28 信用基金の動き、人事異動、編集後記

新年度のスタートに当たって

令和2年度がスタートしました。

「暦年」と「年度」替わり。個人的には、生活の区切りとして、共に大切にしている節目です。12月から1月への「暦年」の替わりは、文字どおりNEW YEARの幕明け。凜とした空気の中での初詣などで感じる厳肅さ、カレンダーや手帳など全てが一新される新鮮さ、といった印象が強いです。一方、3月から4月への「年度」替わりは、仕事の区切りの意味合いが強いですが、桜が咲く春の華やかさ、新入社員や人事異動者が職場に醸し出す初々しさと清々しさ、といった雰囲気も好きです。

本年4月、農林漁業信用基金には7名の新しい仲間を迎えました。また、定期の人事異動も行いました。新体制の下、主務省に届け出た新しい年度計画に基づき、役職員一丸となって職務に精励して参ります。関係者の皆様、どうぞご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

国や地方公共団体では、令和2年度予算に基づく新年度事業が動き始めます。

本年度の農林水産省の予算では、スマート農林水産業の推進対策に注目しています。ロボット技術や、ICT(情報通信技術)、AI(人工知能)等の最先端技術を活用して省力化や精密化、高品質生産等を目指す取組です。

自動運転システム、ドローン(小型無人航空機)等の利用は、省力化、無人化により労働力不足の解消に貢献します。AIやビッグデータ活用による精密農林漁業の実現は、収穫量や品質を向上させます。またロボット技術は、重労働や危険作業からの解放により、労働環境を改善します。さらに、ITにより熟練農林漁業者の匠の技を形式知化すれば、農林漁業への新規就業や技術力の継承等を容易にします。

担い手の減少、高齢化に伴う人手不足により、我が国の農林水産業や農山漁村の維持が益々困難になると見込まれる中で、スマート農林漁業は、高齢化、人手不足の課題を解決する際の大きな鍵となると考えられます。

さらに、これから日本社会全体で人口減少と高齢化が進行する中で、人手不足は全ての産業が抱える課題となり、産業間で意欲と能力のある若い労働力を確保するための人材獲得競争が激しくなることが予想されます。その人材獲得競争においては、能力の発揮、やりがいの実感、所得、労働時間、休暇やゆとり…等々いろいろな要素があるでしょうが、一言で言えば、産業としての魅力をどこまでアピールできるか、がポイントになると言われています。意欲ある農林漁業者が、自らの経営戦略を実現し、競争力を向上させるための強力なツールになることが期待されるスマート農林水産業は、産業としての魅力を競う人材獲得競争においても大きな鍵を握っているように思います。

スマート農林水産業の推進が農林水産業の持続的発展に貢献することを大いに期待したいと思いますが、これが現場実装されるまでには、生産現場での技術実証、技術導入による経営への効果の検証、地域・地帯別、経営部門別の実証等、多くの段階が必要なようです。この一年、スマート農林漁業の現場実装の状況や現場の新しい動きに強い関心を置きながら、若者にとって農林漁業が魅力ある産業として選択されるようになるために、我々にできることは何か、考えていきたいと思っています。

現在、世界中が新型コロナウイルス感染症一色となってしまっていますが、新年度のスタートに当たり、将来が期待できそうな農林漁業に思いを馳せてみました。

独立行政法人
農林漁業信用基金 理事長 今井 敏

農業金融を取り巻く 現状と課題

農林水産省経営局金融調整課長
河村 仁

創刊第2号の発行おめでとうございます。農林水産省経営局金融調整課長の河村です。

まずはじめに、昨年度は九州北部豪雨や台風15号・19号・21号等全国各地で自然災害が多発しました。また、新型コロナウイルス感染症により経営規模の縮小や休業を余儀なくされている方もおられると承知しております。被害を受けられている皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、このような中、農林漁業信用基金(信用基金)、都道府県農業信用基金協会(基金協会)はじめ、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様におかれは、農業経営に必要な資金の円滑化に向けお力を発揮いただいていることにつきまして心より敬意と感謝を申し上げます。

現下の我が国の金融をめぐる環境は、マイナス金利等の影響により、極めて厳しい状況が続いています。農協系統金融機関におかれましては、銀行、信用金庫、信用組合等と同様に、収益の確保に向け、店舗の統廃合や人員削減等のコストカットを行いつつ、地域の実情にあった投融资などの収益向上策に取り組んでおられると承知しています。

こうした取組もあり、平成30年度の農協系統金融機関の新規農業融資額(長期)は、平成27年度対比で53%の増加、金額にして2,679億円から4,108億円へと増加、農協系統以外の民間金融機関の農・林業向け設備資金の新規貸出額も平成27年度対比で16%増加しているところです。

これらの民間金融機関における農業者向け融資が円滑に行われるためには、農業保証保険制度の利活用が不可欠です。信用基金や基金協会の皆様におかれましては、農協系統金融機関はもちろんのこと、農協系統以外の民間金融機関にも農業信用保証保険制度の周知・利用促進に積極的に取り組んでいただいていると承知しており、前

述の農業者向け融資の伸びも手伝って信用基金の保険引受や基金協会の保証引受も伸びてきていると承知しております(信用基金の平成30年度の保険引受実績は27年度比21%増)。

日本政策金融公庫(公庫)の農業向けの新規貸付額も平成27年度対比で61%増加しています。公庫の農業融資については、民業圧迫との厳しいご指摘を受けることがあります。政策金融は、補助金、税制上の措置、規制の改廃等と並ぶ国の政策推進の重要なツールであります。国としては、民業補完を旨とし、真に農業政策上必要なものに限定するよう不断の見直しを行い続けることが重要だと思っています。あわせて、民間金融機関が、公庫の有する農業融資のノウハウの活用等により、公庫と連携・協調すること等で、農業者に必要な融資が着実に提供されることも期待しています。

我が国においては、人口減少や高齢化の加速化が見込まれています。こうした中、農協系統においては、将来を見据え、これまで各都道府県でバラバラだった金融業務の標準化・システム化の取組を進めていると聞いております。信用基金や基金協会におかれましては、こうした標準化等に積極的に対応し、業務の一層の効率化、収支の安定化につなげてくださるようお願いいたします。

加えて、我が国農業の持続的発展のためには、農業者の経営継承の円滑化がカギとなります。経営継承のネックは保証人になることだとのアンケート結果を踏まえ、令和2年度から、新規に、農業者の経営継承時の保証人等に係る負担の軽減、5年間の保証料等の免除等の補助事業をスタートさせたところであり、信用基金や基金協会の皆様におかれましては、農業者の経営継承にもお力添えをいただければと思っております。

本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

令和の時代の 森林・林業・木材産業 雑感

林野庁林政部企画課長
河南 健

「基金now」をご覧いただいている関係の皆様方におかれましては、日頃から、森林・林業・木材産業行政の推進にご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

我が国の森林は、戦後造成された人工林が成長し、本格的な主伐期を迎えて、「伐って、使って、植える」というサイクルの確立が重要な課題となっています。林野庁では、各般の制度的・予算的な手当てを講じてきているところですが、本稿ではちょっと違った視点から、林業・木材産業の関係者の皆さんが今後意識しておいていいのではないかと感じていることを私見として記したいと思います。

林業の生産サイクルは、半世紀を超える超長期のサイクルです。この50年余りを振り返ってみても、1964年の木材輸入自由化、1985年のプラザ合意後の大幅な円高の進行による輸入木材の円建て価格優位化、あるいは、2008年のリーマンショック後の国内外での木材需要の激減など、我が国のみならず世界全体の政治・経済情勢からの影響を大きく受けてきました。これからの50年も、近年影響が広がっている気候変動に起因するものを含め、様々なリスクとともにあることになるでしょう。こうしたリスクを抑制するためには、米国やNZで25年から30年程度で成長する人工林が広がりつつあるのと同様、生産サイクル短縮への試みが大切になっていくものと思われます。この点、植栽後の成長性に優れ、下刈り回数も削減される「エリートツリー」や、センダン、コウヨウザンといった「早生樹」と呼ばれる樹種の改良・普及も重要な要素の1つかと考えます。

また、関連して、「どんな用途向けの木材を生産するか」という視点からバックキャストして、植林や森林整備について考えてみることも大切かと思わ

れます。先を見通すのはもちろん難しいのですが、我が国における住環境や、そこで求められる木材のあり方も変化しています。間伐を前提とした密植、丁寧な枝打ちなどが経営の観点から合理的と言えるか、オーバースペックではないか、本格的な主伐期を迎える今だからこそ、経営する森林全体の中でのリスク分散も考慮しつつ、検討の俎上に載せてみる必要があるのではないのでしょうか。

世の中全体のSDGs(持続可能な開発目標)への意識は、さらに高まっていくものと思われます。持続可能な資源である木材利用の追い風です。しかし、さらに進んでいくと、違法伐採木材ではないことはもちろんのこと、持続性に配慮した経営が行われている森林から生産された木材である旨を証明できない場合には、最終ユーザーから逆評価を受けてしまうといった可能性も出てきます。こうした流れは、一方では、世界人口の更なる増加、発展途上国の経済成長などにより国際的な木材需給がタイトになることが見込まれることとも相まって、国産材の優位性の高まりの契機となり得るものとも思われます。主伐跡地の更新を含め、適切に整備された我が国の森林から伐り出した木材をしっかりと届けるという観点で、川上と川中・川下の連携・協力がより一層求められていくように感じます。

以上、行政に携わる者としては「ふわふわ」したことを申し上げたかもしれませんが、しかし、我が国林業・木材産業の未来を拓くには、こういう視点も必要かと思った次第です。様々な機会を捉えて、皆さんとまた議論をさせていただければ幸甚です。

漁業金融と 信用保証保険への期待

水産庁漁政部水産経営課長
清水 浩太郎

近年さんま、するめいか、秋サケなどの深刻な不漁が続いています。一方でマイワシの漁獲が増えたり、ブリやサワラが北海道でも獲れるようになるなど、我が国の豊かな海は大きく変化しています。

漁業は、天然資源である魚を漁獲する産業であり、資源管理や操業の安全性の確保など農業とは違う難しさがあります。漁業者の技術・経験はもちろんのこと、漁船や漁具、漁労機器も大事で、多額の設備投資が必要になります。

農林漁業信用基金と漁業信用基金協会には、正に縁の下の力持ちとして漁業者の皆様の設備投資の円滑化に役割を発揮していただいています。

漁業信用基金協会は昨年二次合併して全国化を果たしました。また、来年4月には信漁連が全国3ブロックで統合する予定です。農協系統と比べると規模は極めて小さいですが、それだけに大きな危機感を持って組織再編に取り組んでいただいていることに改めて敬意を表する次第です。

言うまでもなく、組織の合併がゴールではなく、広域信漁連や全国協会がいかに津々浦々の漁業者の皆様の資金ニーズに伝えていくかが重要です。しかしながら、合併に当たり、店舗の再編等による組織の効率化は避けては通れませんので、そのままでは浜との接点が希薄化してしまうおそれがあります。

ポイントは漁協との連携だと思います。漁協は漁業者にとって最も身近な存在として、日々組合員とコミュニケーションをとっています。また、販売・購買事業や営漁指導事業を通じて、組合員の経営状態を把握することができます。漁協としっかり連携して、組合員に寄り添い、タイムリーな融資を行っていくことが系統金融の役割であり、系統金融の強みでもあると思います。

昨年暮れから、当課の職員で手分けをして全国を回っています。各地で信漁連、基金協会、都道府県に加え、漁協にもお邪魔して意見交換を行ってきました。私自身も10近くの道県を回らせていただきました。

信漁連の広域化を見据えて積極的な融資姿勢を示す県域、右肩下がりで縮小傾向に悩む県域など、それぞれ状況は違いましたが、組合員の減少、水揚げの減少など厳しい状況の中、各地で懸命に取り組まれている姿が印象的でした。

不漁による漁業者の廃業、漁協経営の悪化など、悲痛な声もお聴きしましたが、活魚出荷や輸出など積極的な取組により不漁の影響を最小限に食い止めている漁協や、イワシやサバなど獲れる魚種へのシフト、さらには養殖へのチャレンジなど、次の手を真剣に考えている漁協のお話も聴かせていただきました。

こうしたチャレンジを引き出し、応援するのが系統金融であり、農林漁業信用基金には、水産金融・漁業経営のプロとして、この苦境をどのようにして乗り越えていくか、漁業者とともに考え、サポートしていただくことを期待しています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、漁業をめぐる環境はさらに厳しくなっていますが、今後も皆様の生の声をお聴きしながら、全力で支援していきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う 相談窓口のご案内

このたびの新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けている皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

当基金では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている農林漁業者等の皆様を対象に、必要とする資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等のご相談・ご照会の窓口を以下のとおり設けました。当基金又は最寄りの信用基金協会まで、お気軽にご連絡ください。

- ① 農業者等の方からのご相談・ご照会は、当基金又は最寄りの農業信用基金協会まで
独立行政法人 農林漁業信用基金 農業調整室農業業務推進課 TEL:03-3294-4483
- ② 林業者・木材産業者の方からのご相談・ご照会は、当基金まで
独立行政法人 農林漁業信用基金 林業信用保証業務部業務課 TEL:03-3294-5585・5586
- ③ 漁業者・水産加工業者の方からのご相談・ご照会は、当基金又は最寄りの漁業信用基金協会まで
独立行政法人 農林漁業信用基金 漁業調整室漁業業務推進課 TEL:03-3294-5471

農業信用基金協会 一覧

北海道農業信用基金協会	011-232-6085	新潟県農業信用基金協会	025-230-2411	岡山県農業信用基金協会	086-232-2382
青森県農業信用基金協会	017-762-2751	富山県農業信用基金協会	076-445-2322	広島県農業信用基金協会	082-247-4257
岩手県農業信用基金協会	019-626-8564	石川県農業信用基金協会	076-240-5584	山口県農業信用基金協会	083-973-3290
宮城県農業信用基金協会	022-264-8661	福井県農業信用基金協会	0776-27-8295	徳島県農業信用基金協会	088-634-2653
秋田県農業信用基金協会	018-864-2394	岐阜県農業信用基金協会	058-276-5253	香川県農業信用基金協会	087-825-0281
山形県農業信用基金協会	023-634-8272	静岡県農業信用基金協会	054-284-9872	愛媛県農業信用基金協会	089-948-5677
福島県農業信用基金協会	024-554-3225	愛知県農業信用基金協会	052-715-5177	高知県農業信用基金協会	088-802-8045
茨城県農業信用基金協会	029-232-2290	三重県農業信用基金協会	059-229-9211	福岡県農業信用基金協会	092-711-3840
栃木県農業信用基金協会	028-616-8888	滋賀県農業信用基金協会	077-521-1722	佐賀県農業信用基金協会	0952-25-5301
群馬県農業信用基金協会	027-220-2167	京都府農業信用基金協会	075-681-4525	長崎県農業信用基金協会	095-820-2081
埼玉県農業信用基金協会	048-829-3455	大阪府農業信用基金協会	06-6204-3626	熊本県農業信用基金協会	096-328-1270
千葉県農業信用基金協会	043-245-7470	兵庫県農業信用基金協会	078-333-5855	大分県農業信用基金協会	097-538-6456
東京都農業信用基金協会	042-528-1364	奈良県農業信用基金協会	0742-27-4180	宮崎県農業信用基金協会	0985-31-2241
神奈川県農業信用基金協会	046-226-5191	和歌山県農業信用基金協会	073-488-5681	鹿児島県農業信用基金協会	099-258-5635
山梨県農業信用基金協会	055-223-3601	鳥取県農業信用基金協会	0857-23-0154	沖縄県農業信用基金協会	098-831-5321
長野県農業信用基金協会	026-236-2412	島根県農業信用基金協会	0852-31-3628		

漁業信用基金協会 一覧

全国漁業信用基金協会	03-5846-8441	【支所】 静岡支所	054-251-0717	【支所】 香川支所	087-851-5424
【支所】 北海道支所	011-281-2816	愛知支所	052-950-2737	愛媛支所	089-933-5126
岩手支所	019-623-5281	三重支所	059-226-6441	高知支所	088-873-7693
秋田支所	018-823-7362	滋賀支所	077-528-3871	福岡支所	092-781-4981
山形支所	0234-24-2604	京都支所	0773-77-2238	佐賀支所	0952-23-7823
福島支所	0246-29-4433	大阪支所	06-6613-1101	熊本支所	096-329-9400
茨城支所	029-226-0717	兵庫支所	078-919-1314	大分支所	097-532-3496
千葉支所	043-241-5510	和歌山支所	073-432-4800	宮崎支所	0985-29-1313
東京支所	03-3458-2431	鳥取支所	0857-26-8392	鹿児島支所	099-253-8815
神奈川支所	045-778-5070	島根支所	0852-21-0006	沖縄支所	098-860-2633
新潟支所	025-245-0814	岡山支所	086-234-2711	青森県漁業信用基金協会	017-723-2714
富山支所	076-441-6127	広島支所	082-247-1989	宮城県漁業信用基金協会	022-221-5326
石川支所	076-234-8827	山口支所	083-261-1237	長崎県漁業信用基金協会	095-823-8171
福井支所	0776-22-6279	徳島支所	088-636-0535	全国遠洋沖合漁業信用基金協会	03-5646-2658

徳島県農業信用基金協会

1. 徳島県の気候・風土・文化について

徳島県は、四国の東部に位置し、東は紀伊水道に面し、北は香川県、南は高知県、西は愛媛県に接しています。大鳴門橋、明石海峡大橋が開通してからは、徳島市から神戸、大阪、京都へは自動車で1時間30分から2時間30分の移動圏内になっています。

また、山地が多く全面積4,146km²のおよそ8割を占めており、四国山地が県を南北に分け、県の北側には讃岐山脈が東西に連なり、香川県との県境をなしています。この山地、山脈の間を四国三郎と呼ばれる吉野川が東の紀伊水道へと流れ込んでいます。気候は、北部・西部は瀬戸内気候に属し、南部は温暖多雨の太平洋気候に属し日本でも有数の多雨地域です。吉野川流域の県北西部は、野菜やかんしょの産地、県南部は、早場米の産地があります。

人口は、8市15町1村で73万7千人、JA数は

15となっています。来年は、東京オリンピックの年ですが、徳島はジャパンプルーの染料となる藍の産地として江戸時代から栄えてきました。今も、阿波藍の収穫作業を地元テレビ等が報道しています。

さらに、1200年の歴史がある四国八十八ヶ所霊場巡りでは、徳島阿波は「発心の道場」で1番札所霊山寺から23番札所薬王寺まであり、高知土佐、愛媛伊予、香川讃岐の88番札所大窪寺までお遍路さんは礼拝しますが、閏年は4年に1度の「逆打ち」(88番から1番へ)をすることで3倍の功德があるといわれています。

四国には、八十八ヶ所を巡礼するお遍路さんへのお接待文化が根付いています。

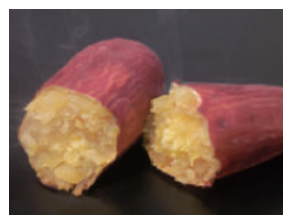


2. 徳島県の農業について

徳島県の平成30年度農業産出額は、981億円(全国33位)、そのうち野菜が最も多く371億円(全国19位)、次いで畜産が265億円(全国31位)となっています。

徳島県の農業産出額上位10品目は米、プロイラー、肉用牛、にんじん、かんしょ、生乳、れんこん、豚、みかん、いちごの順で、これら上位10品目でほぼ6割を占めています。

全国的に有名なものでは、「なると金時」、「阿波尾鶏」、「すだち」などがあります。



なると金時

鮮やかな紅色の皮を持ち、ほくほくとした食感と上品な甘みが人気です。



すだち

全国シェアほぼ100%、さわやかな酸味とすがすがしい香りが特徴です。

阿波尾鶏

地鶏日本一の出荷、脂肪が少なく、適度な歯ごたえの赤みを帯びた肉色で、甘みとコクのあるおいしさ特徴です。



3.徳島県農業信用基金協会の概要

当協会は、役員12名(理事9名、監事3名)うち常勤役員1名、職員6名で総務課、業務課の2課制をとっています。常勤役員1名は、学識経験者としてプロパー職員が就任し、職員は、徳島県信連からの出向者1名とプロパー職員4名、派遣職員1名の構成となっています。

役職員とも公的保証機関としての役割発揮を念頭におき業務運営にあたっています。



徳島県協会の役職員の皆さん

4.徳島県農業信用基金協会の活動

当協会の保証引受は、平成25年度をピークに減少の一途をたどっていました。他保証機関との競合により、特に、JA住宅ローンの当協会利用シェアの落ち込みが著しく、平成28年度には約28%まで落ち込みました。同様にJAマイカーローンも毎年シェアが漸減し、60%を割り込んでいます。

他保証会社は、資本力を背景にしたJAへのキャンペーンを展開し攻勢をかけており、当協会にとっては非常に厳しい状況にあります。このため、役職員一同、非常に危機感を抱いており、当協会ができて競合保証機関ができないこと、地の利を活かした取組を始めました。

まず、住宅ローンや農業資金では、JA担当者とのFace To Faceでの対応を増やすこと。さらに、農業資金は、JAから要請があれば、農家へJA担当者と同行訪問し保証利用推進を行うなどしています。

これにより、JA住宅ローンの当協会利用シェアは、令和元年12月末で52%まで回復しています。

農業資金は、JAバンクによる保証料助成等の施策により保証残高も伸びています。

また、JAマイカーローンにおいては、JAを訪問した際、協会保証はチェックシートの作成に手間がかかる、人事異動で未経験者が着任した場合に慣れるまで時間がかかるなどの意見がありました。この解決策として、業者に開発依頼し、エクセルファイルに必要項目を入力することでチェックシートが印刷作成できる「JAマイカーローンチェックシート作成支援ツール」を県内の全JAへ提供しました。このような取組の結果、保証残高は、前年度末の340億円から今年度は増加に転じる見込みです。

全国で1番小さな協会ですが、役職員一同がワンチームとなり、小さな組織の機動性を活かした業務運営を行って参りたいと考えています。



秋田の森林資源と木材産業の現況について

秋田県林業信用保証相談員
秋田県木材産業協同組合連合会
専務理事 橋場忠則

日本三大美木の1つ「天然秋田杉」で知られる秋田県ですが、現在、他の産地と同様にスギ人工林の利用期を迎えましたので、最近の資源の動向と木材産業の現況についてご紹介をします。

なお、本県の木材産業は、秋田杉に限らず広葉

樹、更には外材までの幅広い原材料を扱って、銘木から一般建築用材に至る製材品や、集成材、合板、更には建具、桶樽、木製家具や曲げワッパなど、多種多様な製品を世に送り出していますが、今回は紙面の都合により製材、集成材、合板を主体に報告いたします。



1. 森林資源について

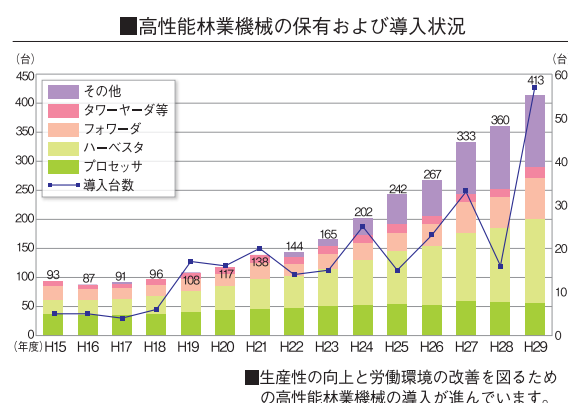
植栽面積が日本一となっているスギ資源が利用期を迎えたことで、現在、素材生産体制の強化と新たな木材需要の創出するための加工体制の整備が急がれています。また、森林面積の4割は広葉樹林であることから、多様な広葉樹製品の生産拡大も進めています。なお、名声を博した国有林の天然秋田杉は、計画伐採が終了したため供給量は減少しましたが、引き続き支障木や風倒木などは、大径材の伐採技術と銘木製材技術の継承を目的として供給がされています。

2. 生産原木について

民有林を主体に60年生前後の秋田スギ原木の供給が飛躍的に拡大しています。また、天然秋田杉の後継材となる国有林の秋田杉高樹齢材の供給も徐々に増加してまいりました。このような状況を背景として、これまでの3.65m造材に加え、3m、4m造材の供給も拡大しています。

また、素材生産が間伐から皆伐主体に移行しつつあることに加え、合板利用やバイオマス発電向けなどの低質材利用が進んだことで、今後、供給される原木の質・量は更に向上することが期待されるようになりました。

こうした素材の供給量の増加により、高性能林業機械の導入台数は全国でもトップレベルで推移しているとともに、近年は素材の山から工場への直送比率も上昇しておりますが、きめ細かな原木仕訳が可能な原木市場が県内に11箇所整備されており、多様な原木ニーズに対応する素材の供給体制が強化されています。



3. 生産される木材・木製品について

本県の木材産業の強みの1つに品揃が極めて豊富なことがあります。製材品では、一般建築用材は勿論のこととして、付加価値の高い製品も生産しており、その生産体制も大ロットから小ロットの注文にも対応できる規模別に多様な製材工場があります。

また、得意とする接着加工技術を活かして合板や集成材といった建築材料や、きめ細かで高度な職人の技術により生産される建具や家具、桶樽については伝統工芸品から実用品に至り、多彩な製品が生産されています。

4. 本県の木材製品について

(1) 製材品

JAS(日本農林規格)や人工乾燥材など、品質・性能の確かな製品をはじめとして、銘木や役物製品から一般構造・下地材に至るまで、ニーズに合わせた豊富な種類の製品を提供しており、フローリングや内装材を生産するために広葉樹製材も所在しています。

また、天然秋田杉の利用・加工で培われた、他の追従を許さない高度な墨掛けと木取技術、通称「ニブサン」と呼ぶ7mm厚の薄板の切削技術などの匠の技で生産した製品は、今も変わらずに全国のユーザーからも高く評価されています。

(2) 集成材

管柱や間柱、梁・桁などは、秋田杉、WW(ホワイトウッド)、RW(レッドウッド)などのラミナを使用した製品を生産しており、強度に応じて秋田杉とカラマツなど異樹種ラミナによるハイブリッドタイプの集成材や、接着技術を活用したスギや米マツラミナを利用した大断面構造用集成材やCLT(直交集成材)の製造も対応が可能であり、銘木級素材を高付加価値利用するための化粧貼の造作用集成材の生産も得意です。

(3) 合板

構造用や型枠用に、国産スギを使用する針葉樹合板を主体とした各種合板が生産されており、その生産量は全国でも屈指のものとなっています。

近年は、構造用に加え24mm、28mmといった厚物のほか、内装材に使用する化粧貼合板や塗装合板、複合フローリングの芯材となる合板にも力

を入れた生産がおこなわれています。

5. 木材・木製品の 新製品開発等への技術支援体制

本県には新製品や新たな利用技術を研究し、木材業界を資源立地型から技術立地型への転換を促進するため、秋田県立大学木材高度加工研究所が能代市に設置されております。この研究所では、木材の用途拡大に向けて、地域と密着して関連産業を発展させながら、必要な課題の解決や利用拡大に向けた先進的な研究開発に取り組んでおり、近年は、非住宅分野における木材利用拡大に向けた技術支援拠点として果たす役割についての期待が一段と高まっております。



6. 終わりに

林業・木材産業は、経営環境が非常に厳しい状況が続き、今後の住宅着工数の減少も懸念されるなかで、最近では健全経営でありながら、後継者や労働力の確保の面から事業継承を断念する工場もあります。

しかしながら、わが国の建築用材の半数が依然として外材需要であり、この需要に代替し、非住宅分野における新たな需要等を取り込めば成長産業化は可能と考えています。このため農林漁業信用基金が果たす役割への期待が一層高いものがありますので、今後ともよろしくご指導、ご支援をお願い申し上げます。

全国漁業信用基金協会静岡支所

1. 静岡県の県勢

静岡県は、日本列島の本州のほぼ中央部に位置し、太平洋に面しています。県域の東西は155km、南北が118km、面積は7,777km²と全国で13番目の広さとなっています。また、人口は365万人で第10位です。

遠州灘、駿河湾、相模湾に沿った海岸線の総延長は506kmですが、汽水湖である浜名湖の湖岸141kmを合わせると647kmあり様々な漁業が行われています。



シラス船と富士山

県庁所在地は静岡市で人口は695千人、県内最大の市は浜松市で人口は794千人です。全国漁業信用基金協会静岡支所は、この静岡市にあり、静岡駅から約1km、徒歩15分程度の場所にあります。

静岡県の平均気温は15～16℃と温暖で、降水量は1800～2300mmと、全般的には温暖な海洋性気候です。冬は乾燥した晴天の日が多く、平地では雪はほとんど降りません。ちなみに、静岡市で前回雪が降ったのは2001年でその積雪は3cmです。

静岡市は東海道五十三次の19番目の宿(府中)で、江戸の日本橋から45里≒175km。現在では、新幹線で東京駅から180km、新幹線「ひかり」で約1時間の距離です。

歌川広重の東海道五十三次の浮世絵でいうと「蒲原 夜之雪」から静岡市に入り、「由比 薩埵峠」、「安倍川の渡し」と「安倍川もち」、「丸子のとろろ汁」が、現在の静岡市内になります。丸子には今でもとろろ汁を食べられる店があります。

山梨県との県境は、日本最高峰、標高3,776mの富士山(2013年6月に世界文

化遺産登録)、長野県との県境は3,000m級の南アルプスから、日本一深い駿河湾(水深2,500m)まで標高差6千メートル。

この日本一深い駿河湾で獲れるサクラエビ漁は2年前から不漁が続いています。

サクラエビ以外にも、シラス、キンメダイも不漁が続いており、去年はサバも大不漁でした。

科学的に何が原因なのか解明はできていませんが、原因の一つとして黒潮の大蛇行が考えられます。

通常黒潮は伊豆半島回りでは静岡県から離れて流れているのに、大蛇行により、紀伊半島回りで離れてから伊豆半島に向かうように流れているそうです。2017年から黒潮の大蛇行が始まり2020年の現在も続いております。

不漁と言え、静岡県では養鰻業が盛んで、全国的に言えば浜名湖のウナギが有名ですが生産量は全国で4位になっています。この養殖の原料となるシラスウナギが不漁で、成鰻価格が高騰しています。この影響で、総務省の2019年の家計調査で、浜松市の世帯当たりのウナギの蒲焼の購入額が16位に転落しました。前年まで11年連続で1位だったものが一気に16位とは驚きました。

ちなみに今年のシラスウナギは豊漁で12～1月の水揚げは、前年同期の10倍の漁獲量です。ただし、前年度は過去最低でしたから、これで回復するとは言えないでしょう。



近海カツオの水揚げ



冷凍マグロの水揚げ



キンメダイ

2. 静岡県の水産業

遠洋沖合では、イワシ、アジ、サバを獲る巻網漁業や、カツオ一本釣り漁業、マグロ延縄漁業が行われ、カツオ、マグロ類の水揚量は全国で1位となっています。

また、沿岸域ではシラスやサクラエビの「船曳網漁業」や「定置網漁業」、キンメダイ等をとる「たてなわ釣漁業」等が行われ、静岡県全体の漁業及び養殖業の生産量は208千トンと全国で5番目となっています。(平成29年)

静岡県は水産加工業も盛んで、水産加工品の生産量は141千トンあり、全国で2位の生産量があります。(平成30年)

あります。(平成30年)

静岡県信漁連では、漁業だけでなく水産加工業に対する融資推進を行っており、支所としても積極的に保証対応してきた結果、平成30年度末の保証残高合計約110億円のうち42億円(構成比38%)が水産加工業に対する保証となっております。



サクラエビ



シラス

3. 全国漁業信用基金協会静岡支所の概要

- 住所: 静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル4階
- 電話: 054-251-0717 Fax: 054-253-6170
- 会員数: 418名
- 出資総額: 3,091,100千円
- 保証残高: 1,483件 1,101,504千円

- 担当理事: 山口保美
- 担当監事: 牧庸之輔
- 職員数: 4名

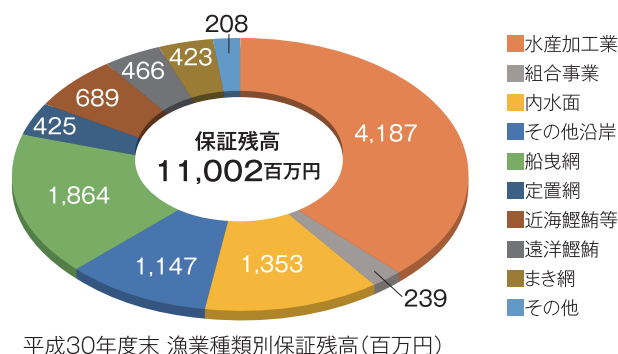
(平成31年3月末現在)

4. 今後の業務

昨今の様々な漁業種類での不漁により、通常の資金では経営を継続することが困難な経営体が発生しています。静岡県・静岡市は漁業者及び水産加工業者に対する運転資金に利子補給する等の支援をしており、支所としても金融機関と足並みをそろえて、漁業者の支援に協力してまいります。

また、不漁対策に限らず、漁業者のニーズに合わせた保証を積極的に行っていきます。保証残高については、静岡支所の保証残高は平成13年度末の209億円以降減少しており、110億円となっております。令和2年度には保証料率の引下げを行う等、漁業者の皆様にご利用し易い制度となるよう業務を進め、保証残高を維持してまいります。

平成29年4月に18協会が合併して全国漁業信用基金協会を設立して、早いもので3年が経過します。昨年の2次合併により、組織としては更になりましたが、合併効果の発現にはまだ届いていないと感じます。今後も本所・各支所と連携してより良い保証制度の提供に努めてまいります。



話題の現場トリビアI

新しい国立競技場の気(木)になるはなし

取材・文・撮影／独立行政法人農林漁業信用基金

東京オリンピックのメインスタジアムとなる新しい国立競技場は昨年11月に竣工されました。美しい木の軒庇に彩られたこの「杜のスタジアム」には、全国47都道府県の国産材が使用されています。実際に目の前にすると、壮大さを感じるとともに、木による温かみや清涼さを感じました。今回の「話題の現場トリビア」では、国産材という視点から、関係機関のHP、公開情報等により、国立競技場についてリサーチしてみましたので、ご紹介します。



**「すべての日本人の心を一つに」
とのコンセプトで、軒庇には、
全国から調達した国産材を使用!**

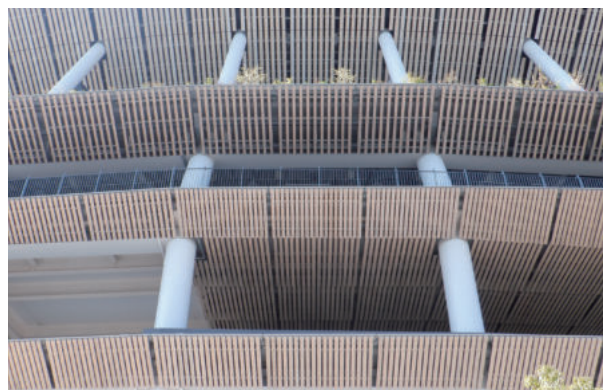
国立競技場の軒庇には、47都道府県すべてから集めたスギ(沖縄はリュウキュウマツ)を使用しています。また、エントランスゲートの軒にも、東日本大震災で被災した岩手県、宮城県、福島県のスギと熊本地震で被災した熊本県のスギが使用されています。

すべて森林認証材を使用!

軒庇の使用材は、47都道府県から集められているだけでなく、すべてが、「持続的な管理が行われている」として認証を受けた森林認証材

です。

もともとは、47都道府県のうち5分の1程度は認証林がなく、申請を考えていなかったところもありました。しかし、林野庁、地方自治体、都道府県の森林組合連合会、関係者が連携・協力して、すべての都道府県からの認証材調達を実現させたのです。



木の美観にもハードルが!

軒やエントランスゲートに使用された木材は、美観が優れていることも求められました。しかし、限られた認証林の木の中で、それに合致する高品質な木がどの程度採れるのかを予め見通すのは困難でした。

また、美観要件をクリアするものとは具体的にどういうものか、製材業者は示されたサンプルをもとに、苦心惨憺したそうです。

木材使用量は、 一般住宅用の板1万6千枚相当!

軒庇及びエントランスゲート軒に使用された木材は合計で145㎡です。これは、一般的な住宅で多く用いられる板(間柱:幅10.5cm×厚さ

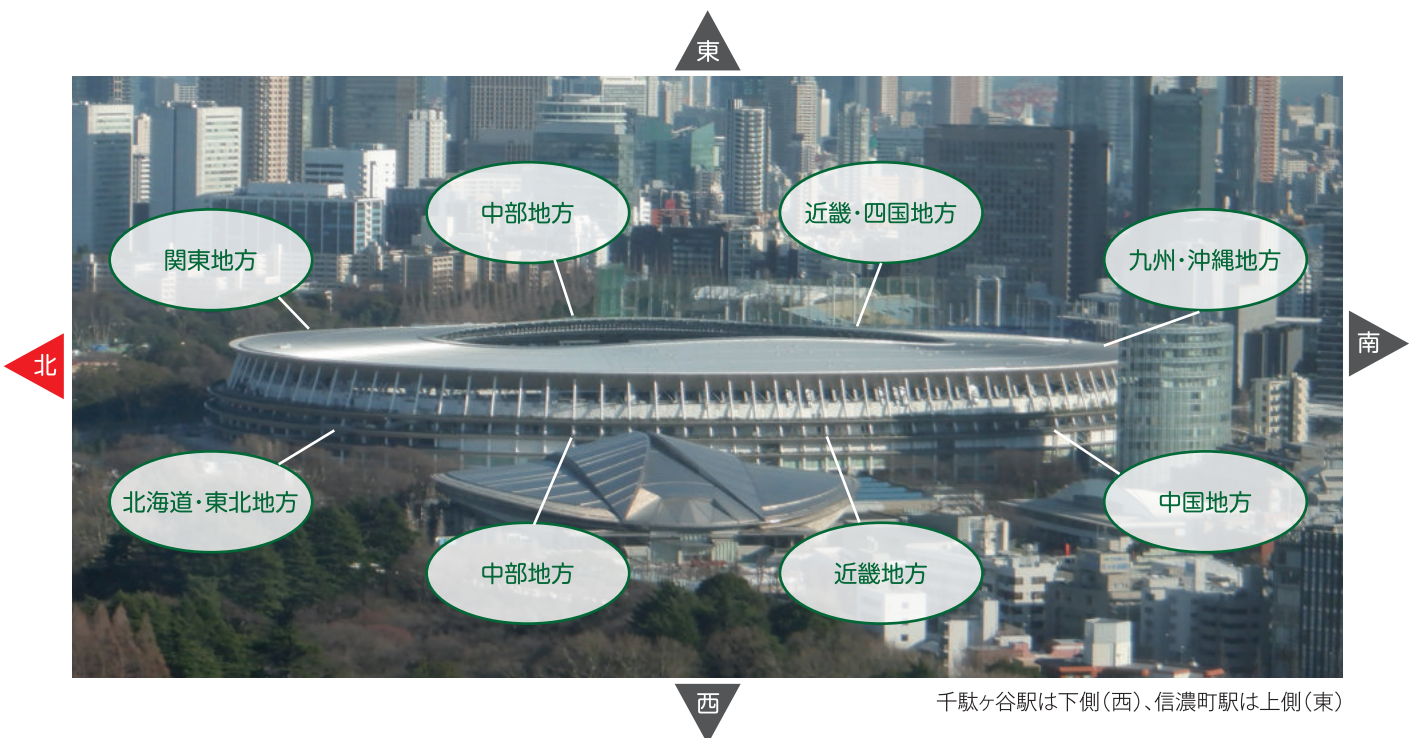
3cm×長さ3m)に置き換えると、約1万6000枚に相当します!

最終的に軒庇になった材の量は145㎡ですが、そこに至るまでの歩留まりを考慮すると、製材過程でおよそ10倍の材、原料の丸太まで遡ればその100倍を超える量が必要だったと考えられます。

こうしたことから、あの軒庇は、製材業者、流通業者、そして森林管理者(生産者)までの一連のステージにおけるすべての関係者の努力の結晶だと言えますね。

あなたの地方の木はこのあたり!

スタジアムをぐると囲む軒庇に使われている材は、方位にあわせて、概ね下図のように配置されています。



いかがですか。国立競技場を木の視点から見ると、違った楽しみ方ができるかもしれません。この秀麗な「杜のスタジアム」には、全国の森林・林業・木材産業関係者の皆さんの苦勞が詰まっています。国立競技場を訪れる機会がありましたら、ぜひ、関係者の御尽力に思いを馳せていただきたいと思います。

話題の現場トリビアⅡ

豊洲市場の熱きプロフェッショナル “食卓と海は俺たちがつなく”

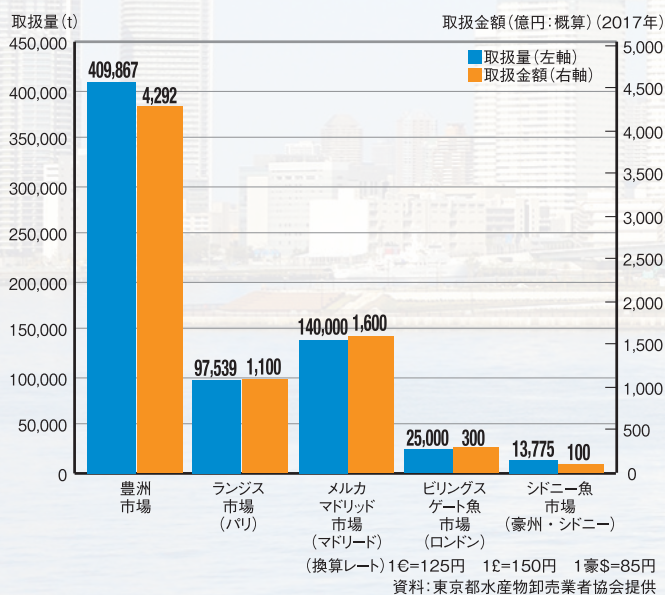
取材・文・撮影／独立行政法人農林漁業信用基金

2018年10月11日、東京湾岸エリアの一角に、新たな基幹市場として、豊洲市場が開場しました。今回、私たちは、旧築地市場から移転して1年半を経た今の豊洲市場を取材してきました。ご協力いただいた東京都水産物卸売業者協会の浦和専務理事、東京都豊洲市場管理課の深山課長代理、農林水産省の武田食品流通課長、東京魚市場卸協同組合の難波広報文化委員長に厚く御礼申し上げます。

豊洲は世界一の魚市場！

豊洲市場で取り扱う魚の種類は、なんと600種類以上！取扱量は約41万トンで、世界の他の市場と比べても群を抜いています。

国内においても豊洲市場は別格です。豊洲市場は、全国の中央卸売市場における水産物取扱量の4分の1を占め、2位の大阪市本場・名古屋市本場（いずれも7%）を大きく引き離しています。



そんな豊洲には魚の「目利きのプロたち」が毎日集まります。その数、なんと4万2千人。今回私たち

を案内してくださった浦和さんもその一人ですが、彼らプロの皆様が、大量かつ多様な魚を、驚くべきスピードで効率よく仕分け私たちの食卓に至るルートにのせてくれるのです。豊洲市場は、まさに日本の魚食を支える一大センターです。

豊洲市場は“超巨大冷蔵庫”

豊洲市場といえばマグロのせりで有名ですが、せりは海外では珍しいので、海外の要人も見にくるのだとか。今回、私たちは、一般の見学者は通常入れない1階フロアに入れていただきました。

寒い！— 見学中ずっと感じたのはこれです。この保冷管理こそ、豊洲市場最大の特徴です。以前の築地市場のような従来型の市場では、外気が直接品物に触れるため、特に夏場の品質管理には相当な苦労があったそうですが、この豊洲市場は開口部がなく、外気から完全に隔絶された「閉鎖型施設」となっているため、思いどおりの温度に調節できるのです。

その管理は徹底しており、魚を運んできたトラックから品物を市場の中に搬入するときでも、外気に触れないようにする設備になっています。そして、市場の中に運ばれた魚は、種類に応じて各

エリアに仕分けされます。せりにかけられた魚は、外気に触れることなく、6時頃から順次、やはり適温管理された仲卸売場に運ばれます。そこでレストランなどの買出人が仕入れ、その日のランチに美味しい料理になって、私たちの前に並ぶのです。このコールドチェーンの要こそが豊洲市場なのです。

豊洲と言えば、やっぱりマグロ!

外国人観光客もお目当てのマグロのせりは5時半頃から始まります。私たちもせり場に入らせていただきました。

マグロ、マグロ、マグロ・・・

まず、圧倒されたのは、マグロの多さ。カチコチにされた巨体のマグロたちが、広い場内を埋めつくさんばかりに並べられていました。

豊洲には、国内(北海道から九州まで)はもとより、世界中(米、墨、西、南ア、NZ等)からマグロが集まります。世界中の海で、それこそ昨日までは自由に大海原を泳いでいたマグロが、今は全員、マイナス60℃になって仲良く並べられていました。



せり場は、夜中2時頃までに5℃になるまで一気に冷やされます。コンクリートの床の下には厚さ15cmの断熱材が入っているので、マグロはカチンコチンのままでいられるそうです。

このような徹底した保冷管理の結果、品質は劇的によくなり、お客様の満足度もアップしたそうです。

プロは尻尾を見てすべてを判断

ずらりと並べられたマグロの間を鋭い眼差しで吟味している人がいました。仲卸の買い手の方々です。その真剣さ・緊張感がこちらまで伝わってきます。



せりが始まる前に買い手の方々は、切られた尾の部分の赤身を見て、そのマグロの質を見定めます。

彼らは、尻尾に表れる脂の質や量を見ます。天然のマグロは色々な海域で様々なものを食べているため、個体ごとに脂の質や量が違い、味も変わります。そうしたマグロの質そのものを見極めた上で、さらに、顧客に応じた選別や値付けを行っていくのだそうです。つまり、この方々は、「このマグロはあの店に喜ばれるだろうな。一方、あのマグロなら、あそこの店が欲しがらるだろうな」など、長年の経験と知識を駆使し、顧客をイメージしながら選別していくのだそうです。尻尾だけ見て、欲しい人のニーズに合ったマグロを短時間で見極め、妥当なプライスをつけていく — これってすごいことですよ。



ちなみに、切った尻尾は、せり落とした業者が、ポッカー空いたエラの部分に入れて持って帰るそうです。スジが多く、食べ応えがあるそうですよ(笑)。

ブーツと歩いているとひかれますよ

卸売市場の中に入ると、冷たい空気の中に熱気を感じます。せりのかけ声や鐘の音、威勢のよい働き手たちの声が響きます。中でも特に目を引くのが、市場内を所狭しと駆け回るターレットトラック、通称「ターレ」です。

ターレとは、車体に荷台をつけた立ち乗りの小型運搬車です。種類によって違いますが、約1トンの荷物を運ぶことができ、小回りもききます。たくさんの荷をさばかなくてはならない市場においては、なくてはならない乗り物です。



それほど通路が広いとは言えない市場の中を、何台ものターレが、並べられた荷物の間を忙しく動き回っています。しかも、かなりのスピードで!これにはちょっと驚きました。案内役の浦和さんからは、「ビュンビュン通るから、広がって歩かないでね。」と言われましたが、たしかに油断しているとぶつかってしまいそうでした。

実は、ターレを運転するには小型特殊免許が必要なんです。(普通自動車運転免許があれば運転できます。)小型特殊車両として登録すれば、公道も走れるそうです!!

ターレの運転講習会も行われているようですが、やはり「習うより慣れよ」で現場経験を積むしかないとのことでした。実際のところ、無事故という

わけではなく、事故防止は一つの課題だそうです。

「鮮度命」の水産物を扱っている以上、ノロノロできない反面、スピードを出せば当然コントロールも難しくなります。実は、私たちの前で、活魚が入ったバケツを積んだターレが勢いよくコーナーを回ったとき、バケツの一つが荷台から落ちるハプニングがありました。私たちに飛び散る水と魚たち。ターレの洗礼(?)を浴びて呆然とする私たちを前に、市場の男たちは、放り出された10匹ほどのイサキを、笑いながら手早くバケツに放り込み、何事もなかったように豪快に走り去っていったのでした。

なお、「水産仲卸売場棟見学ギャラリー」では、ターレに乗って写真が撮れます。インスタ映え間違いありませんよ!!(笑)



目利きのプロが集まる仲卸売場

迫力の卸売市場を見た私たちは、次に、480社の仲卸業者が店を並べる仲卸売場に行きました。

仲卸業者は、卸売業者とのせりや相対取引を通じて、迅速かつ適正な価格形成機能を果たすとともに、必要に応じて、買出人である魚屋や料理屋などが買いやすい量や大きさに分荷して販売しています。

今回、私たちは、仲卸業者の一人でもあり、



仲卸市場の様子

東京魚市場卸協同組合の広報文化委員長を務めておられる難波昭信様にお話を伺うことができました。

一築地から豊洲市場に移転して、どのように感じていらっしゃいますか？

【難波氏】まず、働きやすくなりました。築地の時は、特に冬場に氷を扱うときがしんどかったのですが、豊洲では一年中、室温が一定なのでいいですね。次に、温度管理が徹底されているので、夏でも氷がなくなることがないんです。築地だと、どんなに氷を入れても外気に触れて溶けてしまうことが多かったんですよ。豊洲市場はそれがなくて、良い市場になっていることを実感しています。

一築地市場から移って、お客様の層に変化はあるのでしょうか？

【難波氏】お客様の層は変わらないですね。変化したのはお客様の来店時間帯、頻度の減少、一部の方が配送専門になったという3点ですかね。

一商品の行き先はどこですか？

【難波氏】豊洲のものは全国に行きます。私の扱っているものだと、例えば鹿児島に配送することもありますよ。鮮度を保つために配送時間が重要なので、その時間の範囲内で輸出もしています。どんどん開拓していけますね。

魚の道は豊洲に通ず -豊洲市場のハブ機能-

全国に魚を配送する「転配送センター」にも案内いただきました。豊洲市場は、魚を集荷選別し、他の地域の市場に再出荷するという“ハブ機能”を有しています。この役割を果たせるのは、関係者の間に「豊洲に出荷すれば、必ず売ってくれる」という信頼感があるからとのこと。

転配送センターでは、冷気を逃がさないようにトラックから市場内に直接品物を運び込めるようになっています。(↓)



市場内とトラックが直結

ちなみに、魚は氷に挟んで輸送しますが、どうしても氷が溶け出してしまうと、トラックの荷台に魚の臭いがついてしまうので、魚を輸送するトラックは全て魚専用となっているそうです。



冬場に美味しい富山県・氷見の寒ブリ

浦和専務ヘインタビュー ～卸の使命と魚食のこれから～

今回の取材にご協力いただいた、東京都水産物卸売業者協会の浦和専務理事にお話を伺いました。



浦和専務理事

—今回の取材で、豊洲市場の大きな役割を改めて感じました。豊洲市場の果たしている役割について、ご自身ではどのようにお考えですか。

【浦和専務理事】通常の物流であれば、事前に発注した品物が予定どおりに届けられるのは当たり前です。ところが、私たちの扱う魚という商品では、そうはいきません。天然といえは聞こえがいいですが、要するに、どこでどんなものを食べて育ったか分からない、言ってみれば、“野良”の魚なのですから、同じ品質のものが毎日獲れるわけじゃない。その日その日で揚がった魚をオンタイムで評価し、タイムリーに食卓に届けること。それが、私たちの役目です。

そのためには、時間とスピードと量が大切。漁業者が命がけで獲ってきた魚を受け取って、(市場関係者が)すぐに届ける。市場に荷物が届く。そこに感動があります。そのために私たちは、夜中の1時、

2時に起きて、目利きをし、魚たちを適正な場所に適正な価格で届けるべく働いているのです。

生鮮品である魚の流通は、どこか一つ止まってもダメなんです。これらのことを、“こともなげ”にやっているとける — それが我々の誇りであり、大事な社会的使命を果たしているというプライドをもっています。

—そうした使命をこれからも果たしていくためには、これからの豊洲を担う人材の育成が重要になると思います。せりの世界で一人前になるためには、どのくらいの時間がかかるのでしょうか。

【浦和専務理事】荷受としての仕事は、ただ物を売ればよいというものではなく、その前段として、荷主である漁業者、買出人、同業者など市場関係者たちと良好な人間関係を構築することが必要です。そのためには、様々な経験をして、苦勞を乗り越えていかなければなりません。そういった意味でいえば、一人前になるためには何十年もかかるかもしれませんね。

私は、若い人には、自分たちの仕事が行っている社会的な使命を伝えるようにしています。きつい仕事でも、そこにやり甲斐を感じられるようになるからです。

—ライフスタイルの変化により、人々の食生活も変わってきていると思います。こうした変化は、市場のお仕事にどういった影響を及ぼしているのでしょうか。

【浦和専務理事】食生活の面では劇的な変化がありますね。特に、メザシなど塩干品の需要の減りが著しい。昔は大抵の家庭で朝食に干物を食べていましたが、今は、お酒の席かホテルの朝食くらいでしか干物を食べなくなりました。こうした変化は、当然、市場の流通に大きな影響を及ぼします。ですから、漁業者にも言っているのですが、ただ魚を獲るのではなく、今の食のシーンに合うように考えていくことが必要です。

一日々の食事に魚を取り入れていきたいですね。おいしい魚は、どうやって見つけたらよいのでしょうか。

【浦和専務理事】よく、「〇〇で獲れた金目鯛は最高だ」というようなことをおっしゃる方もいるんですけど、そう単純なものではないんですよ。

魚の旬は毎日変わるし、育った環境だって同じじゃない。何せ“野良もの”なんですから。同じ魚でも1匹1匹違うし、昨日と今日で味が違うこともある。ある時美味しかった産地の魚が、次に食べた時にはあんまり・・・ということもありえるんです。魚のおいしさは、鮮度に加え、脂の乗り方や香りなど、色々な要素が組み合わさって決まります。その時々が一番良い魚を味わってほしいですね。

一日本人の「魚離れ」が進んでいると言われますが、伝えたいメッセージは。

【浦和専務理事】まず、食に対し感謝して、落ち着いてよく味わって食べてほしいですね。天然の魚はたとえ脂がのっていないなくても、ゆっくり味わって食べることで深い味が出てくるものなんです。

魚は、1匹1匹食べたものも育った環境も違います。決して同じになんかならない。それに、色々な餌を食べることで味に深みが出るんです。これは、ファーストフードの牛丼やハンバーガーのような規格品には決してありません。だからこそ、しっかりと時間をかけて味わって食べる。それが「豊かな」生活ということだと思いますし、みんながそれに気づく時期が必ず来ると思っています。



築地市場で取引された最大級の国産クロマグロです



いちばんの妖精”イッチーノ”

目から鱗話

魚の 旨い店の 見つけ方



市場関係者の方は、「本日のおすすめ」メニューで、本当にその日一番よい魚を提供しているかどうかで、その店の善し悪しを見極めているそうです。

毎日、黒板の「おすすめメニュー」を書き直しているようなお店は、旬な魚をいただくことができる可能性が高いのだとか。

お店選びには、「本日のおすすめ」メニューに要注目ですよ。



農業・農村はどのようにして リスクと向き合うか

筑波大学 生物資源学類長 茂野 隆一

農業は自然を相手とする営みであり、宿命的に多くのリスクに直面している。我が国の農業の歴史は、様々なリスクを乗り越え、安定した生活を実現するための努力の積み重ねと捉えることもできる。その最たる例は東北地方を数年に一度の頻度で襲う冷害との闘いの歴史に刻まれている。

夏期にオホーツク海高気圧が張り出すことにより、北海道から東北にかけて冷たい北東風が吹く。冷害はこのヤマセによってもたらされるが、ひとたび冷害が発生すると農業・農村に及ぼす被害は甚大なものになる。この冷害に対抗するために、人々は耐冷害性の高い品種・栽培技術を開発するとともに、様々な社会的仕組みを整えてきた。その初期の形態は江戸時代に広く普及した非常用食料を蓄える郷倉などに見ることができるが、時代が進むにつれ近代的な制度となり、農村の人々の暮らしを守るために機能してきた。

昭和の東北連続冷害の経験

昭和55年から57年にかけての3年間にわたり、東北地方は未曾有の大冷害に見舞われた。長期にわたる低温、日照不足、長雨等により、水稻を中心に収量が大きく落ち込み、特にヤマセの影響を受ける北部地域や沿岸部では収穫皆無の市町村が続出した。私事になるが、筆者が農水省の研究機関に配属されて担当した最初の仕事で、この連続冷害に際して農家経済がどのような影響を受けたかを調査することであった。被害を受けた農家や、行政、農協、共済組合の職員など

多くの方々から話を伺うことができたが、印象深かったのは水稻の減収は大きかったにもかかわらず、農家や地域経済へ与えたダメージはある程度緩和されていたことだった。

その理由としては農家経済、地域経済における農業の役割の低下がまず挙げられるのだが、それと同時に長年にわたって構築されてきた冷害への備えがうまく機能したことが大きい。冷害への対策としては、農業共済金の支払い、天災資金・自作農資金等の制度資金融資、救農土木事業など補助事業の実施、税・借入金利子等の減免といった様々な政策メニューが用意されており、当時の行政はそれらを総動員して農家の被害軽減に努めた。一方、被害を被った農家は、耐久消費財や娯楽費など不要不急の出費を抑えることによって、冷害が家計に及ぼす影響を最小限にとどめるよう行動した。こうした制度・施策と農家の努力が相まって、飢饉と呼ばれるような状況は、遠い過去のものと言えるまでになったのである。

現代の農業・農村が直面するリスク

昭和の連続冷害から約40年の時が経過した。自然災害から逃れることができないのは今も変わらないが、現代の農業・農村を取り巻くリスクは当時と様相をやや異にしている。中でも大きな変化は、農産物価格の不安定な動きが農業経営体に及ぼす影響が高まったことである。食糧法が機能していた時代は米価が安定しており、稲作を主体とする経営体にとっては豊凶変動が主な

茂野 隆一 (しげの・りゅういち)

1958年神奈川県生まれ。農林水産省統計情報部、農業総合研究所研究員、筑波大学助教授などを経て、2007年筑波大学教授。2018年4月より同大学生物資源学類長。近年の編著書に『消費行動とフードシステムの新展開』、『現代の食生活と消費行動』など。



経営の攪乱要因であった。需給を反映する形で米価が決定され、さらに稲作への依存度が下がった現在の経営体にとっては、豊凶変動と同時に農産物の価格変動にいかに対処するかが重要な課題となっている。

冷害などの自然環境の異常からもたらされる災害とは異なるが、農作業中に発生する労働災害も現代の農業経営体にとって無視できないリスクとなっている。農作業事故の発生件数は近年減少傾向となっているものの、農業就業人口が急速に減少していることを加味して事故率を計算してみると深刻な状況であることが判る。筆者の試算によれば、農業就業人口1万人当たりの農作業死亡事故件数は、昭和55(1980)年で0.5件だったものが年々増加し、平成27(2015)年には1.6件となっており、この間に3倍以上となっている。これとは対照的に、従来は危険を伴う業種の代表格であった建設業の死亡事故率は大きく減少しており、同じく筆者の試算では1985年頃を境に農業における死亡事故率を下回るようになり、以降その差は徐々に拡大している。不幸にして農作業事故に遭遇してしまった経営体は、その家族に深い傷を残すとともに、経営にも大きなダメージを与える。その意味で農作業事故は、経営体が直面するリスクの中でも深刻なものと言わざるを得ない。

他方で、リスクを受け止める経営体の側も少しずつ変貌している。零細規模の農家は依然として多いものの、農民生産の基幹的な担い手は、法人・大規模経営体に移りつつある。これら法人・大規模経営体は、リスクへの抵抗力という観点からみると自営農家よりも脆弱な面を持っている。冷害時の

農家の対応に見るように、自営農家は減収に応じて不要不急の出費を減らすことによって家計費を抑制することができる。それに対して法人・大規模経営体はそのような節約は出来ず、また減収したからといって雇用労賃を切り詰めることも難しいため、結果として減収がダイレクトに経営に響いてくる。

農業・農村のリスク軽減に向けて

以上で述べてきたように、農業・農村が直面するリスクは時代とともに少しずつ形を変えてきており、一方で経営体側のリスク耐性も変化している。経営体が直面するリスクを軽減するための社会的仕組みも、こうした変化を反映し時代に適合したものに組み直していくことが求められよう。収入保険が農業経営安定化のための切り札として令和元年から新たに導入された。災害による作物収量の低下のみを補填する従来の農業共済に対し、収入保険は農産物価格の変動もカバーし収入の安定化を目指したものであり、時代の変化に即した制度改正といえよう。

農業経営体が直面しているリスクは多様であり、また経営体の態様も一様ではないため、一つの制度ですべてをカバーすることは難しい。そのため、いくつかの制度を重層的に配置し、それぞれが相互を補完する形でリスク軽減に取り組んできた。信用保証保険制度は、リスクに向き合う経営体の信用力を補うことを目的としており、その意味で第一次産業が直面するリスクに対抗するために、我々が築き上げてきたシステムの一つと考えることができる。農業・農村の変化に適応し、今後も人々の暮らしの安定に向けて貢献していくことを期待したい。

業務方法書の変更について

独立行政法人農林漁業信用基金では、この度、「農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」の変更認可を受けましたので、お知らせいたします。（令和2年3月25日認可。全て、令和2年4月1日から施行。）

変更後の業務方法書は、信用基金のホームページの以下からご覧になれます。

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou02.files/gyouho-kyoukan.pdf

I 法令改正に伴う変更

第198回国会（平成31年常会）において成立した国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第31号）により、独立行政法人農林漁業信用基金法の一部が改正され、独立行政法人農林漁業信用基金の業務として、

- ①木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）の規定に基づき、川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図るために行う事業に必要な資金の借入れについての債務保証
- ②当該事業に必要な資金調達を円滑にするための資金供給を行う都道府県に対する資金の貸付け

を行うことが追加されました。

これに伴い、林業信用保証業務において当該債務保証に係る保証料、当該資金の貸付業務の実施並びに当該貸付けに係る利率及び償還期限について記載したほか、漁業信用保険業務において規定の整備（第27条と別表5の号ズレ）を行いました。

II 農業信用保険業務の保険料率の見直し

農業信用保険業務の保険料率について、以下のとおり見直しを行いました。

①保証保険

ア 農業経営改善資金（農業改良資金及び青年等就農資金を除く。）の保険料率について、借入者の信用リスクに応じて低、中及び高の3区分の保険料率を導入する。

イ 農業施設資金及び農業運転資金の保険料率について、基本料率を現行の平均適用料率から0.02%引き下げる。

また、農業運転資金のうち家畜等購入育成資金の保険料率について、農業運転資金の保険料率（0.18%又0.23%）のうち低い0.18%に設定する。

②融資保険

従来の取扱いどおり、保証保険の保険料率の1.5倍の水準に設定する。

③災害特例保険料率

各資金の料率の引下げに応じて見直す。

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更 新旧対照表

変更後	変更前
(用語) 第3条 この業務方法書において使用する用語は、通則法、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号。以下「信用基金法」という。)、農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。)、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号。以下「改善資金法」という。)、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)、<u>木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号。以下「木材安定供給特措法」という。)</u>及び中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号。以下「融資保証法」という。))において使用する用語の例による。 (保険料) 第17条 保険料の額は、保険金額に別表1に定める保険料率を乗じて得た額とする。 (保証料) 第22条 保証料は、次の各号に掲げる場合ごとに、被保証債務の額に当該各号に掲げる保証料率を乗じて得た額とする。 (1) その保証に係る資金が、林業・木材産業改善資金である場合、暫定措置法第3条第1項の林業経営改善計画の認定を受けた者が造林若しくは育林を実施するのに必要な資金(林業経営改善計画の円滑な実施に資するものに限る。)である場合、<u>暫定措置法第4条第1項若しくは第2項の規定により認定を受けた合理化計画を実施するのに必要な資金である場合又は木材安定供給特措法第4条第1項の規定により認定を受けた事業計画を実施するのに必要な資金である場合</u> 年1.35パーセント以内 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 年1.80パーセント以内	(用語) 第3条 この業務方法書において使用する用語は、通則法、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号。以下「信用基金法」という。)、農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。)、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号。以下「改善資金法」という。)、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)及び中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号。以下「融資保証法」という。))において使用する用語の例による。 (保険料) 第17条 保険料の額は、保険金額に別表1に定める保険料率を乗じて得た額とする。 (保証料) 第22条 保証料は、次の各号に掲げる場合ごとに、被保証債務の額に当該各号に掲げる保証料率を乗じて得た額とする。 (1) その保証に係る資金が、林業・木材産業改善資金である場合、暫定措置法第3条第1項の林業経営改善計画の認定を受けた者が造林若しくは育林を実施するのに必要な資金(林業経営改善計画の円滑な実施に資するものに限る。)である場合<u>又は</u>暫定措置法第4条第1項若しくは第2項の規定により認定を受けた合理化計画を実施するのに必要な資金である場合 年1.35パーセント以内 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 年1.80パーセント以内

変更後		変更前	
(都道府県への貸付業務)		(都道府県への貸付業務)	
第24条 信用基金は、都道府県に対して、信用基金が別に定める貸付要領により、暫定措置法第6条第1項第2号及び木材安定供給特措法第16条第1号に規定する資金の貸付けを行うものとする。		第24条 信用基金は、都道府県に対して、信用基金が別に定める貸付要領により、暫定措置法第6条第1項第2号に規定する資金の貸付けを行うものとする。	
2 前項の貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限は別表3のとおりとする。		2 前項の貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限は別表3のとおりとする。	
(漁業信用基金協会への貸付け)		(漁業信用基金協会への貸付け)	
第27条 信用基金は、漁業信用基金協会に対して、信用基金が別に定める貸付要領により、信用基金法第12条第1項第9号に規定する資金の貸付けを行うものとする。		第27条 信用基金は、漁業信用基金協会に対して、信用基金が別に定める貸付要領により、信用基金法第12条第1項第8号に規定する資金の貸付けを行うものとする。	
第28条 前条の貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限は別表5のとおりとする。		第28条 前条の貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限は別表5のとおりとする。	
別表1 農業信用保険業務の保険料率		別表1 農業信用保険業務の保険料率	
保険種類	資金等区分	保険料率	
保証保険	特定資金	農業経営改善資金	年0.06%、年0.13%又は年0.18%(災害特例あり)
		農業経営維持資金	年0.34%(災害特例あり)
	農業施設資金		年0.18%(災害特例あり)
	農業運転資金		年0.18%又は年0.23%(災害特例あり)
	農家経済安定施設資金		年0.09%
	農家生活改善資金		年0.21%
	農協保証債務		年0.18%
融資保険	特定資金	農業経営改善資金	年0.09%、年0.20%又は年0.27%(災害特例あり)
		農業経営維持資金	年0.51%(災害特例あり)
	農業施設資金		年0.27%(災害特例あり)
	農業運転資金		年0.27%又は年0.35%(災害特例あり)
(注)		(注)	
(1)～(8) (略)		(1)～(8) (略)	
(9) 農業経営改善資金(農業改良資金及び青年等就農資金を除く。)に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち、農業者等の決算書等を基に、信用基金が別に定める農業経営診断手法を用いて算定される推計デフォルト率に応じた保険料率を適用する。		(新設)	

変更後		変更前	
(10) 農業経営改善資金のうち農業改良資金及び青年等就農資金に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち高位の保険料率を適用する。 (11) 農業運転資金に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち、家畜等購入育成資金(牛、馬、めん羊、山羊、豚及び家きん類等の購入又は育成に必要な資金をいう。以下同じ。)にあっては低位の保険料率、それ以外の資金にあっては高位の保険料率をそれぞれ適用する。 (12) 保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害であって、基金協会の申請に基づき信用基金が当該災害特例を適用することが必要と認めたものにより被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合(農業経営改善資金にあっては、本災害特例の適用により、(9)の規定により当該農業者等に適用されるべき保険料率よりも低位の保険料率となる場合に限り。)に適用する。その水準については、被災した農業者等の農業経営の再建を図るために必要な資金に関して各基金協会が適用する基本の保証料率からの引下げ幅又は各融資機関が適用する基本の貸付利率からの引下げ幅に応じて、次のとおりとする。なお、農業運転資金に係る保険料率は、資金区分に対応する保険料率のうち、家畜等購入育成資金にあっては低位の保険料率、それ以外の資金にあっては高位の保険料率をそれぞれ適用する。		(新設) (新設) (9) 保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害であって、基金協会の申請に基づき信用基金が当該災害特例を適用することが必要と認めたものにより被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合に適用する。その水準については、被災した農業者等の農業経営の再建を図るために必要な資金に関して各基金協会が適用する基本の保証料率からの引下げ幅又は各融資機関が適用する基本の貸付利率からの引下げ幅に応じて、次のとおりとする。	
ア 保証保険		ア 保証保険	
資金区分		保険料率の災害特例	
		基本の保証料率からの引下げ幅が30%以下の場合	基本の保証料率からの引下げ幅が30%を超える場合
特定資金	農業経営改善資金	年0.13%	年0.05%
	農業経営維持資金	年0.24%	年0.10%
農業施設資金		年0.13%	年0.05%
農業運転資金		年0.13%又は年0.16%	年0.05%又は年0.07%
資金区分		保険料率の災害特例	
		基本の保証料率からの引下げ幅が30%以下の場合	基本の保証料率からの引下げ幅が30%を超える場合
特定資金	農業経営改善資金	年0.13%	年0.05%
	農業経営維持資金	年0.24%	年0.10%
農業施設資金		年0.15%	年0.07%
農業運転資金		年0.18%	年0.08%

変更後				変更前			
イ 融資保険				イ 融資保険			
資金区分		保険料率の災害特例		資金区分		保険料率の災害特例	
		基本の貸付利率からの引下げ幅が30%以下の場合	基本の貸付利率からの引下げ幅が30%を超える場合			基本の貸付利率からの引下げ幅が30%以下の場合	基本の貸付利率からの引下げ幅が30%を超える場合
特定資金	農業経営改善資金	年0.20%	年0.08%	特定資金	農業経営改善資金	年0.20%	年0.08%
	農業経営維持資金	年0.36%	年0.15%		農業経営維持資金	年0.36%	年0.15%
農業施設資金		年0.20%	年0.06%	農業施設資金		年0.23%	年0.11%
農業運転資金		年0.20%又は年0.24%	年0.08%又は年0.11%	農業運転資金		年0.27%	年0.12%
別表3 林業信用保証業務の都道府県への貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限				別表3 林業信用保証業務の都道府県への貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限			
項目 種類		利率	償還期限	項目 種類		利率	償還期限
暫定措置法第6条第1項第2号及び木材安定供給特措法第16条第1号に規定する資金の貸付け		年1%以内	10年以内	暫定措置法第6条第2号に規定する資金の貸付け		年1%以内	10年以内
別表5 漁業信用保険業務の漁業信用基金協会への貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限				別表5 漁業信用保険業務の漁業信用基金協会への貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限			
項目 種類		利率	償還期限	項目 種類		利率	償還期限
信用基金法第12条第1項第9号に規定する資金の貸付け		年3%以内	5年以内	信用基金法第12条第1項第8号に規定する資金の貸付け		年3%以内	5年以内

附 則

- この業務方法書の変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 別表1の変更の施行前に成立している保険関係に係る保険料率については、なお従前の例による。

中期計画の変更及び 令和2年度年度計画の届出について

独立行政法人農林漁業信用基金では、この度、中期計画の変更認可を受けるとともに、令和2年度年度計画について届出を行いましたので、お知らせいたします。

I 中期計画の変更について

昨年11月、会計検査院から水産庁に対し、当信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて、各漁業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金が適正な規模のものとなるよう改善の措置が要求されました。

この指摘を受けた水産庁からの指示を踏まえ、

- ① 国庫に国からの出資金88億6,947万円を納付する
(令和2年度に50億617万6千円、3年度に38億6,329万4千円)
- ② 基金協会からの出資金3億4,020万円を令和2年度に払い戻す

旨を中期計画において記載する変更の認可申請を行い、令和2年3月25日に認可を受けました。

変更後の中期計画は、信用基金のホームページの以下からご覧になれます。

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou03.files/dai4kichuki-keikaku.pdf

II 令和2年度年度計画について

平成30年度からの中期目標期間(5年間)の3年目に当たる令和2年度年度計画を令和2年3月27日に主務大臣へ届出を行いました。

令和2年度年度計画については、信用基金のホームページの以下からご覧になれます。

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou04.files/02-keikaku.pdf

なお、前年度計画との相違点は、次のとおりです。

1. 農業信用保険業務における制度の普及推進・利用促進に関する指標のうち、「銀行等との意見交換回数」について、基金協会等の要請を踏まえ、効果的な意見交換を実施していく観点から、「基金協会から要請のあったもの全てについて実施」に修正(前年度計画では「20回以上」)。
2. 農業近代化資金等について、借入者のデフォルト率に基づく保証・保険料率を試行的に導入する旨を記載
3. 林業信用保証業務における制度の普及推進・利用促進に関する指標のうち、「保証引受件数」及び「引受件数のうち制度資金の比率」について、他律的要因に左右される面が大きい点などを踏まえ、「概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績」に修正(前年度計画では「前年度実績以上」)。
4. 電子化の推進について、前年度計画で記載した具体的取組が完了したこと等を踏まえ、修正。
5. 漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けについて、中期計画の変更と併せて、令和2年度における国庫返納及び協会への払戻しについて記載。

信用基金の動き

  運営委員会を開催し、業務方法書の変更、中期計画の変更及び令和2年度年度計画について審議。

 農業信用保険業務、林業信用保険業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更について主務大臣が認可。

 中期計画の変更について主務大臣が認可。

 令和2年度年度計画について主務大臣に届出。

人事異動

令和2年3月30日付

退職	参事	櫻林 正夫
退職	農業調整室長	永尾 雅幸
退職	漁業調整室長	森 眞由美

令和2年3月31日付

退任	理事	伊佐 広己 (水産庁増殖推進部漁場資源課漁業資源情報分析官兼水産庁漁政部加工流通課付へ)
退職	総括調整役	栗原 秀忠 (内閣法制局総務主幹へ)

【訃報】 井上 晋 林業調整室長は、令和2年3月26日に御逝去されました。(享年59歳)
謹んで御冥福をお祈りいたします。

令和2年4月1日付

理事	廣山 久志 〔水産庁増殖推進部付より (瀬戸内海漁業調整事務所長)〕
参事兼漁業調整室長	高木 昭彦 (水産庁漁政部加工流通課課長補佐より)
農業調整室長	諏訪 浩志 (農林水産省経営局金融調整課課長補佐より)
林業調整室長	川浪 亜紀子 〔林野庁国有林野部経営企画課付より (東北森林管理局計画保全部長)〕
総務経理部考査役(漁業調整室担当)	平岡 正信 (総務経理部考査役(農業調整室担当)より)



編集後記

基金now第2号をお届けいたします。

第1号に引き続き今号も編集担当として参加させていただきました。取材をしたり記事を書いたり初めてのことで、なかなか上手いかずに戸惑うこともありましたが、なんとか第2号も発行することができてほっとしております。また、現地取材を通して様々な経験もさせていただきました。この経験を日々の業務に活かし、少しでも成長していければと思います。

基金nowには農林漁業に関する内容がたくさん詰まっておりますので、皆様に楽しんで読んでいただければ幸いです。ご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

(広報誌編集担当 S)

新年度が始まり、皆さまどうお過ごしでしょうか。基金nowの発刊も2号目を迎えることができました。私ごとですが、私が基金に入社をしたのがちょうど1年前になります。この1年を考えると、慣れない生活の中で広報誌に携わり、ご指導をいただきながら無事に2年目を迎えることができたこと嬉しく思います。広報誌では神田川を見ながらという記事を書けば良いのかと悩んだり、本誌の現地レポートである豊洲市場では朝5時に集合し豊洲市場で働く方々の熱気を感じたり、休日に雨の中個人で新国立競技場に赴き何も分からなかったなど、多々ありましたが、今回無事に皆様に基金now2号目を出せることは感慨深いものであります。何か1つでも読者の方々の心に残るところがあれば嬉しいです。今後ともどうぞ広報誌をよろしく願い致します。

(広報誌編集担当 U)

農林漁業信用基金では、
2020年1月よりホームページをリニューアルしました。
<https://www.jaffic.go.jp>



音声読み上げ・文字拡大 | サイトマップ

独立行政法人 農林漁業信用基金
Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations

検索ワードを入力

検索

農林漁業信用基金とは | 業務のご案内 | 契約関連情報 | 情報公開・公表事項 | 職員採用情報

① 重要なお知らせ > [新型コロナウイルス感染症の発生に伴う相談窓口の設置について](#)

独立行政法人農林漁業信用基金は、農林漁業を営む皆様の信用力を補完し、
農林漁業経営等に必要の資金の融通を円滑にすること等により、
農林漁業の健全な発展に資することを使命とする独立行政法人です。

業務のご案内



農業信用保険業務
農業者等の皆様の資金調達を円滑にします。

[詳しく見る](#)



林業信用保証業務
林業・木材産業等の事業者の皆様
の資金調達を円滑にします。

[詳しく見る](#)



漁業信用保険業務
中小漁業者等の皆様の資金調達
を円滑にします。

[詳しく見る](#)



農業保険関係業務
被災又は農業収入が減少した農
業者の皆様に対する共済会等の
早期かつ円滑な支払等を実現し
ます。

[詳しく見る](#)



漁業災害補償関係業務
被災又は漁業収入が減少した中
小漁業者の皆様に対する共済会
等の早期かつ円滑な支払等を実
現します。

[詳しく見る](#)

対象となる方へ

農林漁業者の方へ >

金融機関の方へ >

行政機関・一般の方へ >

基金 NOW 2020年2号 No.2 2020年4月20日発行

編集・発行 独立行政法人 農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課

(問合せ先) 〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル

TEL:03-3294-4470 FAX:03-3294-3140 MAIL:kikaku@jaffic.go.jp

装丁・印刷・製本 株式会社外為印刷

獨立行政法人 農林漁業信用基金

Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations